

No. 336

全 仏

3/63

理事会評議員会開催
緊急税務委員会開催

〔話題の焦点〕
映画「マルサの女2」の宗教法人の描き方

全日本仏教会新



新年懇親会であいさつされる全仏新会長の大谷光真浄土真宗本願寺派門主

全日本仏教会

全仏理事會評議員會開く

新会長に大谷光真 浄土真宗本願寺派門主



赤坂プリンスホテルで開かれた理事会・評議員会

去る2月2日、全日本仏教会は、東京の赤坂プリンスホテルを会場に定例の理事・評議員会を開催した。任期満了に伴う理事・監事の選出と会長・副会長の推戴を行い、会長には、阿部野竜正高野山真言宗管長に代わり、大谷光真浄土真宗本願寺派門主を推戴し、理事長には、曹洞宗の若槻修道師に代わり、これまで事務総長を務めていた浄土宗の野口善雄師を選出した。

第十八期会長・副会長推戴委員会の答申を報告。これに基づき別掲の通り会長・副会長を満場一致で推戴することを議決した。

議案第三号「昭和六十三年度事業計画(案)について意見を求める件」

野口理事長より上程。川島総務部長が昭和六十三年度事業計画(案)を朗読。原案賛成の意見が表明された。

議案第四号「昭和六十三年度歳入歳出予算(案)について意見を求める件」

野口理事長より上程。石川財務部長が負担金検討委員会や常務理事会等の会議を経て編成された昭和六十三年度予算案を詳細に説明。都道府県仏教会の負担金の基準等について質疑応答がなされた後、原案賛成の意見が表明された。

議案第一号「任期満了に伴う理事及び監事選出の件」

慣例にのっとり、まず理事などを選出するための選考委員会を設置。寿山議長が、別室での選考の結果を評議員会に報告して、審議の結果、理事及び監事が選出された。(氏名は次号に掲載)

議案第二号「任期満了に伴う会長及び副会長推戴の件」

野口理事長より上程。川島総務部長が昭和六十二年十一月十一日に開催された

評議員会は、はじめに議長に寿山良知師、議事録署名委員に島田喜久子、長田順海両師を選出。続いて、上程された議案の審議に入った。

野口理事長より上程。川島総務部長が昭和六十二年十一月十一日に開催された

理事長に野口善雄師

理事会は、朝日泰峯師を仮議長、平出昭寛、橘感月両師を議事録署名委員に選んで議事に入った。

議案第一号「任期満了に伴う理事長及び常務理事選出の件」

浄土宗の野口善雄師を理事長に選出。野口理事長を議長に常務理事を選出した。(氏名は次号に掲載)

議案第二号「任期満了に伴う会長及び副会長推戴の件」

野口理事長より上程。川島総務部長が昭和六十二年十一月十一日に開催された

第十八期会長・副会長推戴

新会長・副会長(敬称略)

会長	大谷 光真(浄土真宗本願寺派門主)
副会長	小林 隆仁(真言宗御室派管長)
	寺坂 義照(西山浄土宗管長)
	色井 秀讓(天台真盛宗管長)
	吉田 日康(顕本法華宗管長)
	福永 隆昭(神奈川県仏教会長)
	加納 博司(岐阜県仏教会長)
	平川 彰(東京大学名誉教授)

- (5) 未加盟団体の加盟推進
- (6) その他、必要な事項
- △国際文化部▽
- (1) WFBに関する事項
- (2) 国際親善および文化の交流と促進

「席貸」で緊急税務委員会

都内のF寺が更生決定を受ける

去る二月十日午後一時より、第四回税務委員会が、明照会館会議室で開催された。主たる議題は「席貸の件」。

東京都内のF寺が「席貸問題」で、所轄税務署によって、更正決定を受けたため急遽開かれたものである。席貸に関し

- (3) ルンビニー園復興計画への協力
- (4) 日本仏教文化会議の企画および開催
- (5) 仏教文化財保護の推進
- (6) その他、必要な事項

ては、一昨年以來、本会と国税庁法人税課との間で話がすすめられ、一応の合意をみていた(解説参照)が、F寺の所轄税務署は、今年一月末に至って、収益事業と認定して、更生決定をしてきたのである。

委員会は、長谷川、中村、羽生の各委員から、この件についての詳細な報告を受けた。それを要約すると、

国税庁との合意事項

--- 解説 ---
お堂を、遊興、飲食等に供する場合のみ収益事業とみなされていたものが、昭和五十九年から、葬儀にお堂を貸す場合もそれを収益事業として、課税の対象にするという動向があり、「席貸問題」としてクローズアップされるようになった。

全仏は、昭和六十一年に国税庁に対して次のような要望事項の申し入れをおこない(全仏誌の昭和六十二年三月号に掲載)、一応の合意を得たことになっている

一、昨年八月、F寺に対して「出仕の有無」について問い合わせがあった。

一、同九月、F寺の会計帳簿と伝票のチェックがあった。

一、今年一月末になって、突然、更正決定をしてきた。

一、税務署側では、今後の交渉は国税局あるいは国税庁レベルで行ってほしい意向である。

とのこと。所轄税務署とF寺との間で「席貸」についての見解の相違がみられたようである。

続いて横山委員長から、この問題について全仏はどのように対応すべきか、各委員の意見が求められた。出席委員からは、関係寺院への波及も考えられるので、国税庁との合意事項を再確認し、この種の席貸は収益事業ではないと、強く交渉していくべきであるとの意見がだされた。

が、しかし国税庁がその要望を、末端の税務署にどの程度まで伝えてくれるのか、懸念されている点もあった。

(要望事項)
(課税しない場合)

- 一、施主が異教徒でない場合は課税しない。
- 二、異教徒であっても

- (一) 当該寺院の本尊ないし仏堂内の仏菩薩を勧請する場合
- (二) 主宰する僧侶が当該寺院の本尊に対し、一定の儀礼的行為を為す場合
- (三) 当該寺院の僧侶が葬儀に出仕する場合

合

は、課税しない。

※異教徒の範囲

神統、神社神統、キリスト教系、回教系、新宗教、新々宗教
(全仏加盟宗派以外)

三、年十五回未満は収益事業に含めない。
(課税する場合)

- 一、収益については低額的使用料のみ、その余の燈明料、御菓子料、布施、賽銭は含まない。
- 二、損金について収入按分(減価償却費、宗費、その他)

「税務セミナー」

開催のお知らせ

本会では、「税務指導はいま」をテーマに左記のとおり「税務セミナー」を開催します。

- 日時 三月十四日(月)午後一時より
- 会場 知恩院・和順会館(京都)
- 内容 ①税制改正の動向
講師・奥田幹生衆議院議員
- ②実情発表及び質疑応答
発表団体/曹洞宗・浄土真宗本願寺派・浄土宗・日蓮宗

◎講演

『宗教法人に対する税務調査の実態』
講師・長谷川全仏顧問弁護士

お問い合わせは、全仏事務局まで。
電話 ○三(四三七)九二七五



急遽開かれた税務委員会

私はいま、宗教とは直接関係のない会であるが、全国的な、ある研究会の会誌や会報の編集を担当している。この間、送られてきた原稿をよんでいて、人権を損なう表現ではないかと思われる言葉を見出したので、執筆者に訂正を求めたことにした。しかし、諒解を得、結論を出すのになかなかの時間を必要とした。そんなおり、「同和問題」とりくむ宗教教団連帯会議」の会報「同宗連」（第一五号・昭六二・一一発行）が届けられた。そこには、前号記載文中に使われていた「盲点」なる用語についての報告があり、反省の一文が掲げられていた。

「盲点」の使用は、人権を侵害する恐れのある表現ではあるが、明らかな差別語であるとの断定は下しがたく、従って、同宗連全加盟教団の正しい認識と理解を培うことなく、軽々に結論を出すことは好ましいことではない。

「とはいえ、部落差別をはじめとする一切の差別撤廃・人権擁護にとりくむ宗教者としてのみならず、その啓発に携わる——事務局として、このような不透明な文言を機関紙に

掲載、発行し、あまつさえ、指摘をうけるまで気づかなかったことは反省すべきである」
このように厳しく受けとめる必要があることを、件の執筆者に理解してほしい、早速、私はコピーして送付したのであった。
何でもないと思過ごされがちな事象の中にも差別があり、その本質を見るためには、より研ぎ澄まされた科学的認識と豊かな感性とをグローバルにあ

同和推進のために

差別に鋭い眼を

臨済宗妙心寺派同和推進委員会委員長・全仏同和委員

葛葉 陸山

るいは、やんわりと、「大きな客船もりも、小さなジェット機のほうが早く彼岸につきますね」といわれたこともありました——私自身は、それ以来、「南方仏教」とか「テラバダ」、「上座部」を使い、「小乗」とか「マヒヤーナ」とかの言葉を使うのを避けてきました」(La Japana Budhano・二二四号・編集後記)
編集者の磯部晶之助氏は、続いて、日本人仏教徒の大部分が何の抵抗もなく使っている「大乘・小乗」の区別

いもった力をそだてねばならない。そのような力量を培う努力は、宗教者こそ課せられるべきものと受け止めねばならない。しかし、自ら省みるに、いかに差別性をみていないか。
次のごとき指摘がある。
「私が、『日本では、当地(ビルマなど)のように小乗仏教ではなく、大乘の教えである』旨の発言をすると、明らかに不快な顔をされたりします。あ

自分たちの教えが「大きな乗りもの」であり、安全に彼岸に達するのは結構だが、他を卑しめて「彼らのは小さな乗り物だ」というのは、感心しない。シンガポールでは、マヒヤーナ(Mahāyāna・引用者註)という言葉は、マハヤーナ側からみた差別語であると教えられた——とおっしゃっている。
このような視点から教団内部をみつめるとき、いかなる答えがでてくるで

あろうか。まさに脚下照顧、厳しい点検が行われなければならない。
私たち臨済宗妙心寺派においても、多くの教団に見られるごとく、同和推進本部を設け、実行部門としての専門委員を、さらに、全国的には、各教団に同和推進員を配置。両者の合同研究、研修の機会を持ち、それらを通じて宗門人全体の学習、研修に役立ちうる体制を作り、始動している。教区ごとの住職研修会、寺院婦人研修会等では、同和問題への取組みについての話し合いの場を欠いてはならないことにしている。

しかし、全国的視野でみると、同和問題、わけても「部落差別」の本質への迫りかたにおいて格差が大きく、絶えざる啓発、研修がまずもって宗門人に必須であることを痛感するのである。

全日仏・第六回同和研修会全体会議(於知恩院)の場で確認された、
「部落問題は、人間のいのちの問題である。潜在している差別の一つ一つに気づき、差別を生みだす教団の土壌、自分自身の体質を追及し、互いにこの問題について理解を深めていかなければならない」
を、再びここに提示しておきたい。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

(質問) 私はある寺の坊守ですが、先年から住職の命令により仏教大学の通信教育に入って浄土学を専攻し、今二回生となっています。これは坊守として檀信徒に接するうえでこれ程の教義を修めることが是非とも必要と云うことと始めたものです。ところが税務署では、この授業料は寺から出しても私の給与となるということでしたので、昨年はこれに従い個人負担しました。東京の例で副住職の海外留学費用が課税されるのと比べ、納得がいきません。ご教示下さい。(新潟県、S寺住職)

(回答) 寺族が仏教学をはじめとする教学について学ばれることは、私としても大賛成です。布施の本質を忘れ

た応接を檀信徒にすることによって仏教が墮落することを切におそれるものです。昨今の布施行が、宗教的サービスの対価であるという一般常識は、私共仏教にたずさわるものの意望のしかしむるところでもあると思うからです。

ところでこのような場合における授業料等は寺で出したときは寺の費用となるのですが、それが寺族の経済的利益となるのかどうか、これがお尋ねの趣旨だと思います。所得税法第九条第十九号は、学資に充てるために給付される金品(給与その他の対価の性質を有するものを除く)は所得税を課さない旨規定

坊守の通信教育費

しています。大学の授業料等が右にいう学資に充てるための金品であることはまちがいありません。しかし、これが給与その他の対価の性質を有するとすれば所得税の対象となります。この点について所得税取扱基本通達法第九条関係九一―二七は「使用者が自己の業務遂行上の必要に基き、役員又は使用人に当該役員又は使用人として職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、(中略)又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品はこれらの費用として適正なものに限り

課税しなくてもさしつかえない」と規定しています。この授業料等は、法人の必要にもとづいて(宗教法人はその教義を広め衆生を教化育成することを目的とし浄土学を修めることはこの目的に資するは明らかです)、坊守に知識を修得させるために支出されるものですから使用者である宗教法人が坊守の職務遂行上の必要に基くものです。

従って授業料のみならず、オリエンテーションに出かける交通費等も適正なものに限り課税されません。

課税例は第一に所得税法第九条第十九号の後段に該当するとして扶養義務

者相互間において扶養義務を履行するため給付された金品と考えたのかもしれない。しかし住職の給与として支給されたものが坊守を扶養する目的で坊守に支給されたものではありません。

第二に課税例は前述の通達、所得税法第九条関係九一―二七の二の適用を考えていたのかも知れません。しかし本条は学校教育法第一条に規定する学校の修学費用について規定したものです。大学及び高等専門学校が除かれています。ですから仏教大学の授業料等については本条に該当しないことも明

らかです。

右はあたかもタクシー会社が所属する運転手を自動車教習所に通わせて、その教習所の費用を会社持ちにした場合、それが給与所得の一部として加算されないのと同じことです。

以上のことは、いつか本欄でとり上げました副住職の海外留学費用と同様の理くつです。

全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

映画『マルサの女2』が、仏教界でも話題になっている。というのは、今回、マルサの女すなわち板倉亮子が対決する相手が、宗教法人の管長だからである。長谷川全仏顧問弁護士に、この映画の宗教法人の描き方について話を伺った。

— 三国連太郎扮する鬼沢という男は、宗教法人の管長でありながら、特殊浴場を経営したり、地上げをしたり、金になることならなんでもやるという男で、マルサにマークされるわけですが、彼は宗教法人を隠れみのにして脱税をしているという設定になっていますね。

しかし、宗教法人を隠れみのに脱税ということは、具体的にはどういうことなのか、映画では説明されていませんね。長谷川 そうですね。宗教法人といえは不公平税制の悪玉みたいなイメージがあるので、宗教法人を隠れみのにして脱税なんていうと、ムード的に納得してしまうみたいなどころがあるんですが、じゃ具体的にはどういうことなのかといえはなにか漠然としていますね。

まあ、この映画では特殊浴場の利益の一部を引き抜きたいわゆる隠し金や、地上げの利益を宗教法人の会計に忍び込ませてしまうことだと思いますが、宗教法人は、基本的に税務調査が入り込めない領域ですからね。そういう意味で隠れみものということでしょうね。

— そうですね映画の中で板倉亮子が「こ

の宗教法人は（彼にとつて）巨大なハンドバックなんだ。みんなすいこんで、しかも一度はいったお金は二度とでていかない」といった台詞がありましたね。それから、映画の中で板倉亮子が税務署員とまじって、建物のなかに入り込みますが、教祖様の毛皮コレクションをみつめて、これはたとえ寄進されたとしても個人で使用した場合は課税されると、リストをつくらうとした時、突然、菩薩の面をかぶった信者たひが乱入してきて、彼等は外へつまみだ

話題の焦点

映画「マルサの女2」

宗教法人の描き方

されてしまうというシーンがありました。が、これなんかずいぶん象徴的です。

特殊な宗教法人だ

長谷川 それにしても、この宗教法人の描き方はちやかしすぎだと思えますね。この宗教法人は我々が知っているものとは全く異なるものだし、だいたい、ずいぶんでたらめな宗教法人ですね。管長とか教祖らが金をつかいほうだいという感じで、あんな公私混同の宗教法人はあり

ませんよ。しかも宗教心がまったくみられない。よほど特殊な例ですね。これを見て観客が、宗教法人や宗教者というものが、こんなものだと思われるのは大変困りますね。公権力の入りこめないところ、なにをやっているかわかっていたものではないという、悪い印象をもつでしょうね。

— そうですね。ただ映画ではこの宗教法人を社会正義から告発するとか、そのような善悪のレベルでは描いてはいませぬ。むしろおもしろがって描いているようです。

— ところで、この前の読売新聞で（一

長谷川弁護士に聞く

月二十二日、「宗教法人についても行政監察の聖域としない」という総務庁首脳が発言が記事になっていましたね。

行政監察の対象となる恐れ

長谷川 あれは、宗教法人の目にあまる副業というか、ようするに大阪で宗教法人の代表役員（管長）が、特殊浴場を経営していたという、まさにこの映画のモデルになっているような宗教法人のスキヤンダルがひきあいだされているわけですね。あの事件は我々の立場からみてもまったく不埒な事件ですが、しかしこ

れはいかなれば特殊な例です。ところがこういった誰も反論できないような特殊な例がひきあいだされて、それが次第に一般化されていく、つまり、はじめにやっているところまで行政がはいりこんでくる可能性というか、そうことになりかかねない危険性がありますね。

くりかえすようですが、一部の人間によって、またこのような映画によって、宗教法人や宗教者が、皆不正をしていると思われるのは困りますね。

— 宗教法人はこれからのように対処していけばよいのでしょうか。

長谷川 やはり、外からいわれる前に宗教法人の中の内部監察、内部統制と申しますか、自浄自戒していくこと。それできれば、映画界の映倫みたいな、宗教界のチェック機能をはたす組織が確立されると思いますね。

しかし、大教団はもちろん、普通の一寺院にしても、ほとんどのところで宗教法人法にもとづいた内部監査はきちんとなされていると思います。やはり一番の問題は、もともと宗教者でない人が、お金で宗教法人を買い取ってしまうとか、こういう場合は警戒が必要ですね。

まあ、宗教界内部の自浄自戒という意味では、我々宗教者はこの映画を、世間では宗教法人をこのようにみているんだという、ひとつの反省材料としなくてははいけないかもしれませぬ。

（収録・文責／社会部）

全仏の記念誌刊行

全日本仏教会の財団創立三十周年記念事業として、その編纂が期待されていた記念誌『全日本仏教会の歩み』が、いよいよ刊行されました。B5版一二八頁で一部カラー印刷です。全仏の貴重な資料が網羅されていますので、是非、皆さまのご一読をお勧めいたします。

ご希望の方には、一部千円（送料込）にてお分けいたしますので、全仏事務局までお申込み下さい。

花まつりポスター

毎年全国の仏教会、寺院、幼稚園などで広くご利用いただいています花まつりポスターを今年も頒布いたします。

- ◎ サイズ 七四×五二センチ
- ◎ 定価 一枚、百円 但、送料負担
- ◎ 申込先 全仏花まつりポスター係

〔訂正〕 岡山県仏教会の事務局長岩崎増修は岩崎増英、同じく電話番号の市外局番〇八六四は〇八六三の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

哀 悼

村瀬玄妙師（元全日本仏教会副会長）
二月十三日、七十五歳で遷化。
前黄檗宗管長

事務局録事

一（一月）

- 八日 金子前ネパール大使と会談
- 十一日 埼玉県佛教会新年会出席
- 十三日 日宗連理事会出席
- 二十日 同和歴代正副委員長懇談会
- 二十一日 局内会議
- 二十六日 自由民主党大会出席
- 神奈川県仏教会新年会出席
- 同宗連現地研修会参加
- 二十八日 局内会議
- 二十九日 全日本仏教婦人連盟修正会出席
- 三十日 宗教部会訪問
- 岐阜県仏教会訪問
- 一（二月）
- 一日 同和委員会

二日 理事・評議員会

- 六日 仏英研シンポジウム出席
- 八日 宗教法会セミナー（大阪）
- 十日 局内会議
- 税務委員会
- 包管研打合せ会出席
- 十二日 第二回人権啓発集会出现
- 十七日 部落解放連続講座出席
- 十八日 包括宗教法会等管理者研究協議会出席
- 十九日 宗教法会セミナー（新潟）
- 二十日 「大宗連」部落解放研究集会出现
- 二十二日 局内会議
- 二十四日 基本法制定要求実行委員会
- 二十六日 都道府県仏教会合同ブロック会議
- 二十七日 宗教法会セミナー（岐阜）



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません。)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料金無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一証券でもお問合わせ・お申込みを承ります。お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)



画面見本はサンラインEタイプのものです。

瞬間とあえて

株式情報生中継
わが家で証券取引

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)